

○消防隊の相互の無線連絡が容易に行われるものとして消防長が指定する周波数帯の指定

(平成 26 年 1 月 28 日消防告示第 2 号)

消防法施行規則（昭和 36 年 4 月 1 日自治省令第 6 号。以下「規則」という。）第 31 条の 2 の 2 第 1 号の規定に基づき、消防隊の相互の無線連絡が容易に行われるものとして消防長が指定する周波数帯を次のとおり指定したので告示する。

規則第 31 条の 2 の 2 第 1 号に規定する消防長が指定する周波数帯は、260 メガヘルツ帯及び 400 メガヘルツ帯とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物については、平成 28 年 5 月 31 日までの間、260 メガヘルツ帯又は 400 メガヘルツ帯に替えて、150 メガヘルツ帯とすることができる。